

香川県報



第 15 号

平成 18 年

2月24日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 保安林の指定の解除 (みどり保全課) 一
- 香川県統計調査条例の規定による香川県労働力需給調査の実施 (労働政策課) 二
- 道路の供用開始 (二件) (道路保全課) 二
- 道路の区域変更 () () 二
- 道路の区域変更及び供用開始 (三件) () () 二

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民参画課) 四
- 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (三件) (経営支援課) 四
- 昭和四十六年香川県公告第二百十四号（農業振興地域の指定）等の一部変更 (農政課) 五
- 土地改良事業の適否決定 (五件) (土地改良課) 七
- 土地改良事業計画変更の適否決定 () () 七
- 土地改良事業の認可 () () 七
- 平成十八年香川県公告第二十六号（土地改良事業の認可）の一部訂正 () () 七
- 一般競争入札の実施 (技術企画課) 八

告 示

●香川県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の

とおり保安林の指定を解除する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡土庄町長浜字明座乙一六の八

二 保安林として指定された目的 魚つき

三 解除の理由 道路用地とするため

●香川県告示第二百二十九号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、香川県労働力需給調査を次のとおり実施する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

年齢、職種等の雇用のミスマッチの緩和を図り、効果的な雇用施策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の実施期間

平成十八年三月一日から同年四月三十日まで

三 調査の範囲

県内に本社機能を持つ企業規模五人以上の民営事業所のうち無作為抽出された事業所及び公共職業安定所を利用する求職者

四 調査の方法

郵送又は手渡しによる自計申告方式

五 調査の期日

平成十八年三月一日

六 調査事項

- 1 企業の採用状況及び今後の採用見込みについて
- 2 企業における求人条件及びその方法について
- 3 求職者の現状について
- 4 求職条件及び求職活動状況について

●香川県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十四日から同年三月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 粟井観音寺線（二百四十号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市粟井町字竹成一八六四番二地先から 観音寺市粟井町字竹成一八二三番一地先まで	一・二 一・八	一一四	平成十八年 香川県告示 第百六十四 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十八年二月二十四日

●香川県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十四日から同年三月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡池田町大字池田字清水谷一一九番一 地先から 小豆郡池田町大字池田字清水谷七番一地先 まで	七・〇 八・四	二八〇	交通安全施 設事業によ る現道拡幅 に係る仮設 道設置

四 供用開始の期日 平成十八年二月二十四日

●香川県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十四日から同年三月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 大串志度線（百三十五号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
さぬき市鴨庄字林中二五二番三 地先から さぬき市鴨庄字林中二四三番一 地先まで	一五・八 一九・六	一二・八 一九・六	一五・八 一九・六	三二 三二	道路区域の 一部不 用物 件化

●香川県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分

の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十四日から同年三月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	敷地の幅員			
観音寺市大野原町中姫字本郷九一 五番二地先から 観音寺市大野原町中姫字本郷九〇 九番一地先まで	前	九・五	二一・八	四四	観音寺市道 中央東線道 路改良工事 に伴う交差 点改良
	後	一五・五 三四・五			

四 供用開始の期日 平成十八年二月二十四日

●香川県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十四日から同年三月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	敷地の幅員			
高松市香川町安原下第三号六七番 一地先から 高松市香川町安原下第三号七一 番 四地先まで	前	二八・〇 三二・九	二八・二 七二・〇	一六二	道路災害復 旧工事に伴 う区域の変 更
	後	一六二			

四 供用開始の期日 平成十八年二月二十四日

●香川県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月二十四日から同年三月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 詫間琴平線（二十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	敷地の幅員			
三豊市高瀬町上麻字滝ノ原一〇七 九番一地先から 三豊市高瀬町上麻字池ノ谷一一二 三番一地先まで	前	一五・〇 二五・八	四一・〇	一三五	平成十六年 香川県告示 第六百十五 号で変更し た区域他
	後	一一・五			

三豊市高瀬町上麻字滝ノ原一〇七 九番一地从先から	後	一五・〇	
三豊市高瀬町上麻字池ノ谷一一二 三番一地从先まで		二四・〇	一三四

四 供用開始の期日 平成十八年二月二十四日

公 告

●香川県公告第百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年四月八日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人共生ネットワーク

小西 公彦

坂出市川津町二四五六番地六

三 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・「障害」者・在日外国人に対する介護・支援事業を行い、ともに生きる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

●香川県公告第百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第百七十四号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

飯山ショッピングセンター 丸亀市飯山町東坂元字秋常一二〇番ほか

三 法第八条第一項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年二月二十四日（金曜日）から同年三月二十四日（金曜日）まで

●香川県公告第百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第百七十五号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ宮脇店 高松市宮脇町一丁目四番五ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年二月二十四日（金曜日）から同年三月二十四日（金曜日）まで

●香川県公告第百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第五百七十三号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター茜町店 高松市茜町八三六番三四一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

深夜営業時は、警備員の巡回を行うなど防犯対策を講じること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見書の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年二月二十四日（金曜日）から同年三月二十四日（金曜日）まで

●香川県公告第百九号

昭和四十六年香川県公告第二百十四号（農業振興地域の指定）、昭和四十七年香川県公告第二百三十四号（農業振興地域の指定）、昭和四十八年香川県公告第二百十九号（農業振興地域の指定）及び昭和五十八年香川県公告第八十五号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一 昭和四十六年香川県公告第二百十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

五を削る。

第二 昭和四十七年香川県公告第二百三十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

一を削り、二を一とする。

第三 昭和四十八年香川県公告第二百十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

二、三及び四を削り、五を二とし、六を三とする

第四 昭和五十八年香川県公告第八十五号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

二中「林班番号二十五」を「林班番号二十一」に改め、「三十から三十九までの区域」

の次に、「昭和五十八年運輸省告示第三百六十五号による新高松空港の飛行場の範囲、

陸上自衛隊善通寺駐屯部隊国分台演習場の区域、高松市庵治町字島々大島、兜島、鎧島、

稲毛島及び高島」を加える。

●香川県公告第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年三月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
三木町	単独県費補助土地改良事業南原地区	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業宮尾地区	〃

〃	単独県費補助土地改良事業砂古地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業上穴田地区	〃

●香川県公告第百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、丸亀市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）池尻地区）を行うことについて平成十八年二月九日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成十八年三月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年三月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
綾歌町打越池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）片山区	丸亀市産業部土地改良課
丸亀市綾歌町水橋池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）掛井手地区	〃

●香川県公告第百一十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年三月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。
平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
丸福寺池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）丸福寺池地区	丸亀市産業部土地改良課
水門池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）水門池地区	〃
源田池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）源田池地区	〃
西沖中地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西沖中地区	〃
天頭池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）天頭池地区	〃
小津森池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）小み池地区	〃
西行末上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西行末上地区	〃
向王子地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）向王子地区	〃
畑田西地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）畑田西地区	〃
津森地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）津森地区	〃
北山地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北山地区	〃

俊正地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 俊正地区	〃
成願寺地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 成願寺地区	〃
平塚地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 平塚地区	〃
烏田地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 烏田地区	〃

●香川県公告第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月十三日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年三月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
綾上町	香川用水非受益地域用水確保事業（ため池等整備事業） 姫田地区	綾上町建設土木課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 田岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 遠郷地区	〃

●香川県公告第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、善通寺市土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業木徳地区）計画を変更することについて平成十八年二月八日適当と決定した。

その関係書類を善通寺市農林部土地改良課において平成十八年三月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年二月九日認可した。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市奥池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 城山地区
坂出市坂出土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 金山地区
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（護岸改修事業） 国金池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 芋の池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 大辻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 国吉地区

●香川県公告第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業中村上池地区）を行うことについて平成十八年二月十日同意した。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百十八号

平成十八年香川県公告第三十六号（土地改良事業の認可）の一部を次のように訂正する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中「単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）寺下地区」を「単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）寺家地区」に改める。

●香川県公告第百十九号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十三年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 1 委託業務名 平成十八年度香川県標準土木積算システム等運用支援業務
- 2 委託業務の要求仕様 仕様書による。
- 3 委託期間 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- 4 入札方法

紙入札による入札とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所（入札説明書の交付等）

平成十八年二月二十四日から同年三月二日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く午前八時三十分～午後五時）

郵便番号七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課 電話番号〇八七―八三二―三五一一 FAX〇八七―八三二―一一五六

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十八年三月三日正午までの開庁日に香川県土木部技術企画課（三に示した場所）に対し文書で行うこと（文書は、FAXによる送付も可とする。）。

回答は、平成十八年二月二十七日から同年三月三日までの間（開庁日の午前八時三十分から午後五時まで）三に示した場所にて閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十八年三月九日午後一時三十分 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁東館六階会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否不可とする。

七 入札保証金及び契約保証金

規則第五十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十八年三月六日午後三時までに入札及び契約保証金減免申請書を香川県土木部技術企画課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。
- 3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- 4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 平成十四年四月一日以降、国又は地方公共団体において、情報システムの運用業務又は運用支援業務を元請として契約を締結し、履行した実績があること。

6 情報システムの管理、運用又は運用支援の業務を五年以上経験している者を、本業務の運用支援技術者として配置できること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年三月六日午後三時までに三に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

入札には、提出された書類の審査に合格したものに限り参加できるものとし、審査の

結果は、平成十八年三月七日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第一百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等に係る競争入札の周知等及び結果の公表に關する要綱に基づき公表する。

十三 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十四 その他

詳細は入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三に示した日時及び場所において、交付を受けること。

本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十八年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生ずる。

平成十八年二月二十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています